

平成 17 年度
宇都宮市中期財政計画
(平成 18 年度～平成 22 年度)

平成 17 年 7 月
宇都宮市

目 次

I	中期財政計画について	
1	中期財政計画の意義	1
2	計画策定の目的	1
3	計画の位置付け	1
II	中期財政収支試算について	
1	計画期間及び会計単位	2
2	計画策定の基本的な考え方	2
3	中期財政収支試算	3 ~ 5
4	財政収支試算表	6 ~ 7
III	財政収支試算における課題と今後の方策について	
1	収支試算における課題	8
2	財政運営の健全性確保の方策	8 ~ 11

I 中期財政計画について

1 中期財政計画の意義

本市の財政状況は、市税収入において若干の伸びが期待できるものの、高齢化の進展に伴い、扶助費や国民健康保険及び介護保険の保険給付費の増加や、これまでの市債発行に伴う公債費の増加など、厳しい状況が予想されている。

また、平成16年度から実施された国と地方の構造改革、いわゆる「三位一体の改革」が本格化し、国から地方への税源移譲、地方交付税や国庫補助負担金等の削減が予定されるなど、本格的な地方分権時代を迎える中、自主的・自立的な行財政運営がますます求められている。

このような中、本市が今後とも真に必要な市民サービスの水準を確保しながら、将来にわたって持続的に発展するためには、健全で安定した行財政運営の確保が不可欠であることから、「中期財政収支試算」と「財政運営の健全性確保の方策」を内容とする「中期財政計画」を策定するものである。

2 計画策定の目的

- 中期的な財政収支の見通しを立て、これを基に現在及び将来における問題点を捉え、財政運営の健全性を確保するための対応策を明らかにすること。
- 中期的な視点から、総合計画基本計画で定める施策・事業の選択や位置付けをする際の財源の裏付けとすること。
- 財政に関する情報を幅広く提供し、本市の行財政運営への理解を深め、その改善を日常的に着実に進めるための契機とすること。

3 計画の位置付け

- 総合計画基本計画の具体化に向け、財政的視点から基本計画を補完し、実効性を高めるもの。
- 中期財政計画、実施計画、予算の一連の計画行政システムにおいて、将来の財政収支の見通しを明らかにしながら、総合計画実施計画の策定や予算の編成・執行及び日常の行政管理にあたっての指針とするもの。

II 中期財政収支試算について

1 計画期間及び会計単位

- ・ 計画期間は、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間とする。
- ・ 会計単位は、一般会計とする。(特別会計等については、繰出金等で計上する。)

2 計画策定の基本的な考え方

本市では、平成 15 年度に具体的な「目標とすべき財政指標」を示した「財政運営の指針」を策定したところである。

この指針に示した財政指標を基本として、向う 5 か年の財政収支の見通しと財政運営の健全性確保の方策を内容とする中期財政計画を策定する。

◆ 「宇都宮市財政運営の指針」の財政指標等

1 財政構造の弾力性の向上

- (1) 経常収支比率 80%台の維持
- (2) 公債費負担比率 15%以内の維持

2 財政運営の長期安定性の確保

- (1) 市債残高の抑制
 - ・ 市債を元金償還以内の発行にとどめる。
- (2) 基金の造成・適正管理

- ・ 財政調整基金及び減債基金
最低でも標準財政規模のおおむね 5%を確保し、両基金合計で 10%程度、80～90 億円を維持する。

- ・ 公共施設等整備基金
今後の大規模プロジェクト等に備えるため、最低でも毎年約 6 億円の積立を行う。

(3) 職員数の削減

定員適正化計画に基づき、平成 20 年度 3,500 人体制を目指す。(定員適正化計画については、平成 17 年 3 月に「平成 22 年度 3,200 人体制」に改定。)

3 中期財政収支試算

(1) 収支試算の前提条件

- ア 経済成長率は、内閣府の「平成 17 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成 17 年 1 月 21 日閣議決定）」における名目成長率（平成 17 年度 1.3%）を参考とする。
- イ 推計のベースは、平成 17 年度の決算見込額とする。
- ウ 行財政制度は、現行制度に変更がないものとする。
- エ 都市計画税は、平成 17 年度の税率である 0.25% で見込む。
- オ 年度間の財政調整手段である財政調整基金からの取崩しによる繰入金や、繰越金は見込まない。

(2) 歳入・歳出の試算の内容

ア 歳 入

(ア) 市 税

- 税目ごとの積上げにより算出した。
- 収納対策の強化により、毎年 0.1~0.2 ポイントの収入率の向上を図ることとし、平成 22 年度の収入率を 92.9% と見込み、計画期間の平均伸び率は 0.8% と見込んだ。

(イ) 地方交付税

- 平成 18 年度まで普通交付税の一部が、臨時財政対策債に振替となるが、平成 19 年度からは振替措置が終了する。
- 普通交付税については、平成 16 年度に引き続き、今後も不交付と予想されることから、計画期間の平均伸び率は 0.0% と見込んだ。

(ウ) 分担金及び負担金

- 保育費扶養者負担金の収入率の向上を図ることとし、計画期間の平均伸び率は 0.2% と見込んだ。

(エ) 使用料及び手数料

- 住宅使用料の収入率の向上を図ることとしたが、平成 18 年度から公の施設の管理運営委託への利用料金制度の導入により、計画期間の平均伸び率は▲0.6%

と見込んだ。

(オ) 国・県支出金

- 扶助費の増加により、それに係る国庫支出金が増加となることから、平均伸び率は、0.2%と見込んだ。

(カ) 繰入金

- 減債基金、退職手当基金については、取り崩しの基準により一部見込んだ。

(キ) 市債

- 平成18年度に普通交付税の臨時財政対策債への振替を見込んだ。
- 市債発行を元金償還額以内の借入額に抑え、計画期間の平均伸び率は▲2.1%と見込んだ。

イ歳出

(ア) 人件費

- 平成17年3月に策定した定員適正化計画により、平成22年度に職員3,200人体制を基本として算出した。
- 団塊の世代の職員の定年退職に対応するための「定年前早期退職者に対する退職手当の特例制度」の効果を見込んだ。
- 上記の効果により、職員給与費は減少するものの、退職手当が増加することにより、計画期間の平均伸び率は0.2%と見込んだ。

(イ) 扶助費

- 市単独手当の見直しなどを見込んだ。
- 生活保護費の増額により、計画期間の平均伸び率は3.4%と見込んだ。

(ウ) 公債費

- 平成13年度からの臨時財政対策債の発行等により、平成20年度に償還のピークを迎える。
- 市債発行を元金償還額以内の借入額に抑えることから、平成21年度以降については減少となり、計画期間の平均伸び率は▲1.1%と見込んだ。

(エ) 物件費

- 管理的経費を縮減するとともに、事務事業のスクラップ&ビルトの徹底や指定管理者制度の導入等により縮減を図ることとしたが、行政のスリム化に向けて

の民間委託化の推進などにより、計画期間の平均伸び率は2.0%と見込んだ。

(オ) 補助費等

- ・ 上下水道事業への負担金等が減少することから、計画期間の平均伸び率は▲0.9%と見込んだ。

(カ) 繰出金

- ・ 高齢社会の進行に伴い、介護保険特別会計への繰出金等については増加を見込んだ。
- ・ 土地区画整理事業特別会計等では、事業費の年度間の平準化を見込んだ。
- ・ 計画期間の平均伸び率は0.8%と見込んだ。

(キ) 投資的経費

- ・ 歳入総額から歳出のうちの消費的経費を差し引いた額とした。
- ・ 一般財源が減少する中、扶助費等の消費的経費の増加により、計画期間の平均伸び率は▲3.1%と見込んだ。

ウ 財政指標等

(ア) 経常収支比率

- ・ 扶助費や退職手当等の増加により、年々上昇傾向にあり、計画期間において、85%前後で推移する。

(イ) 公債費負担比率

- ・ 市債償還のピークを迎える平成20年度において15.0%となるが、その他の計画期間は14%前後で推移する。
- ・ 臨時財政対策債を除くと、年々減少し、平成22年度には、12%台となる。

(ウ) 市債残高

- ・ 市債発行を元金償還額以内の借入額に抑えることから、計画期間において、年々減少し、平成22年度には、1,100億円以内となる。
- ・ 臨時財政対策債を除くと、平成21年度には、900億円台となる。

(エ) 基金残高

- ・ 決算剰余金の活用等により、減債基金や公共施設等整備基金に積立を行うこととし、計画期間において、190億円台から210億円台で推移する。

4 財政収支試算表

歳 入

区分	平成17年度予算				平成18年度				平成19年度			
	推計額	うち一般財源	構成比	増減率	推計額	うち一般財源	構成比	増減率	推計額	うち一般財源	構成比	増減率
市 税	79,463	79,463	53.3	4.5	81,885	81,885	55.3	3.0	82,555	82,555	55.9	0.8
地 方 交 付 税	400	400	0.3	▲ 20.0	400	400	0.3	0.0	400	400	0.3	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	2,628	—	1.8	▲ 7.4	2,655	—	1.8	1.0	2,658	—	1.8	0.1
使 用 料 及 び 手 数 料	4,620	528	3.1	0.8	4,323	519	2.9	▲ 6.4	4,362	523	2.9	0.9
国 ・ 県 支 出 金	21,238	—	14.2	3.8	20,608	—	13.9	▲ 3.0	20,979	—	14.2	1.8
市 債	8,576	3,855	5.8	▲ 58.7	9,007	2,200	6.1	5.0	7,707	900	5.2	▲ 14.4
そ の 他	32,079	18,213	21.5	▲ 23.0	29,089	15,418	19.7	▲ 9.3	29,054	15,507	19.7	▲ 0.1
合 計	149,004	102,459	100.0	▲ 6.6	147,967	100,422	100.0	▲ 0.7	147,715	99,885	100.0	▲ 0.2

歳 出

区分	平成17年度予算				平成18年度				平成19年度			
	推計額	うち一般財源	構成比	増減率	推計額	うち一般財源	構成比	増減率	推計額	うち一般財源	構成比	増減率
1. 消費的経費	125,498	89,247	84.2	▲ 7.5	127,343	89,663	86.1	1.5	129,245	90,822	87.5	1.5
(1)義務的経費	66,846	50,485	44.9	▲ 10.9	68,840	51,681	46.5	3.0	69,797	52,070	47.3	1.4
①人件費	29,738	27,133	20.0	▲ 3.1	31,036	28,622	21.0	4.4	30,673	28,286	20.8	▲ 1.2
②扶助費	21,538	8,354	14.5	8.3	22,828	8,644	15.4	6.0	23,763	8,998	16.1	4.1
③公債費	15,570	14,998	10.4	▲ 36.2	14,976	14,415	10.1	▲ 3.8	15,361	14,786	10.4	2.6
(2)その他の消費的経費	58,652	38,762	39.3	▲ 3.4	58,503	37,982	39.6	▲ 0.3	59,448	38,752	40.2	1.6
うち、物件費	20,260	15,961	13.6	1.6	19,647	14,439	13.3	▲ 3.0	20,493	15,061	13.9	4.3
うち、補助費等	10,326	9,683	6.9	▲ 8.7	10,287	9,635	7.0	▲ 0.4	10,287	9,635	7.0	▲ 0.0
うち、繰出金	10,259	9,035	6.9	18.9	11,110	9,916	7.5	8.3	11,458	10,226	7.8	3.1
2. 投資的経費	23,506	13,212	15.8	▲ 1.2	20,624	10,759	13.9	▲ 12.3	18,470	9,063	12.5	▲ 10.4
うち、公社債還金	1,118	1,118	0.8	341.9	1,020	1,020	0.7	▲ 8.8	787	787	0.5	▲ 22.8
うち、建設事業費	22,388	12,094	15.0	▲ 1.9	19,604	9,739	13.2	▲ 12.4	17,683	8,276	12.0	▲ 9.8
合 計	149,004	102,459	100.0	▲ 6.6	147,967	100,422	100.0	▲ 0.7	147,715	99,885	100.0	▲ 0.2

財 政 力 指 数	1.016	1.039	1.037
経 常 収 支 比 率	85.2	84.1	85.9
公 債 費 負 担 比 率 (うち臨時財政対策債務除く)	14.6 (14.7)	14.4 (14.0)	14.8 (13.9)
市 債 残 高 (うち臨時財政対策債務除く)	132,643 (114,971)	129,244 (111,921)	124,177 (107,596)
元 金 債 還 額	12,502	12,226	12,774
3 基 金 残 高	18,477	19,025	19,583

(単位 百万円, %)

平成 20 年度				平成 21 年度				平成 22 年度				H17~H22 平均伸率
推計額	うち一般財源	構成比	増減率	推計額	うち一般財源	構成比	増減率	推計額	うち一般財源	構成比	増減率	
83,176	83,176	55.9	0.8	82,197	82,197	55.4	▲ 1.2	82,730	82,730	55.2	0.6	0.8
400	400	0.3	0.0	400	400	0.3	0.0	400	400	0.2	0.0	0.0
2,646	—	1.8	▲ 0.5	2,652	—	1.8	0.2	2,660	—	1.8	0.3	0.2
4,402	528	2.9	0.9	4,441	533	3.0	0.9	4,482	538	3.0	0.9	▲ 0.6
21,034	—	14.1	0.3	21,168	—	14.2	0.6	21,431	—	14.3	1.2	0.2
7,707	900	5.2	0.0	7,707	900	5.2	0.0	7,707	900	5.1	0.0	▲ 2.1
29,412	16,006	19.8	1.2	29,775	16,434	20.1	1.2	30,543	17,269	20.4	2.6	▲ 1.0
148,777	101,010	100.0	0.7	148,340	100,464	100.0	▲ 0.3	149,953	101,837	100.0	1.1	0.1

(単位 百万円, %)

平成 20 年度				平成 21 年度				平成 22 年度				H17~H22 平均伸率
推計額	うち一般財源	構成比	増減率	推計額	うち一般財源	構成比	増減率	推計額	うち一般財源	構成比	増減率	
129,202	90,604	86.8	▲ 0.0	129,862	90,765	87.6	0.5	129,923	90,352	86.7	0.0	0.7
70,318	52,361	47.3	0.7	70,070	51,837	47.3	▲ 0.4	70,142	51,448	46.8	0.1	1.0
30,437	28,069	20.5	▲ 0.8	29,894	27,569	20.2	▲ 1.8	29,986	27,653	20.0	0.3	0.2
24,140	9,141	16.2	1.6	24,668	9,341	16.6	2.2	25,445	9,635	17.0	3.1	3.4
15,741	15,151	10.6	2.5	15,508	14,927	10.5	▲ 1.5	14,711	14,160	9.8	▲ 5.1	▲ 1.1
58,884	38,243	39.5	▲ 0.9	59,792	38,928	40.3	1.5	59,781	38,904	39.9	▲ 0.0	0.4
20,875	15,341	14.0	1.9	21,955	16,135	14.8	5.2	22,314	16,398	14.9	1.6	2.0
10,143	9,500	6.8	▲ 1.4	10,059	9,422	6.8	▲ 0.8	9,855	9,231	6.6	▲ 2.0	▲ 0.9
10,948	9,771	7.4	▲ 4.5	10,850	9,684	7.3	▲ 0.9	10,698	9,548	7.1	▲ 1.4	0.8
19,575	10,406	13.2	6.0	18,478	9,699	12.4	▲ 5.6	20,030	11,485	13.3	8.4	▲ 3.1
667	667	0.5	▲ 15.2	36	36	0.0	▲ 94.6	35	35	0.0	▲ 2.8	▲ 50.0
18,908	9,739	12.7	6.9	18,442	9,663	12.4	▲ 2.5	19,995	11,450	13.3	8.4	▲ 2.2
148,777	101,010	100.0	0.7	148,340	100,464	100.0	▲ 0.3	149,953	101,837	100.0	1.1	0.1

1.027	1.009	1.007
85.9	86.6	85.6
15.0 (13.9)	14.9 (13.7)	13.9 (12.8)
118,551 (102,935)	112,985 (98,345)	108,060 (94,407)
13,332	13,274	12,631
20,103	20,622	21,034

III 財政収支試算における課題と財政運営の健全性確保の方策について

1 収支試算における課題

(1) 自主財源の確保

市税収入は緩やかに増加する見込であるが、今後の新たな行政需要等に柔軟かつ的確に対応するためには、更なる自主財源の確保が必要である。

(2) 消費的経費の抑制

扶助費、物件費、人件費等の消費的経費は、生活保護費や退職手当の伸びにより、今後、増加していく見込であり、経常収支比率の上昇等財政の硬直化が懸念される。このため、財政構造の弾力性を保持するためには、消費的経費の抑制が必要である。

(3) 投資的経費の確保

今後の都市基盤整備や魅力あるまちづくり、地域経済の発展のため、投資的経費の確保が必要である。

(4) 基金の造成

今後の経済変動や緊急課題に的確に対応するため、基金の造成を図ることが必要である。

2 財政運営の健全性確保の方策

財政収支試算において、経常収支比率等の財政指標は、目標値以内を確保しているが、前述の課題に対応するとともに、本市財政の更なる健全化を目指して、以下の方策に取組むこととする。(下線付きは重点的に取組む方策)

(1) 財政基盤の充実強化に向けた取組

ア 徴収金の収入率向上

市民負担の公平性確保の観点から、市税については、課税客体の把握について一層の適正化に努めるとともに、休日納税相談窓口の拡大等、収納環境の整備や滞納処分の強化等により収入率の向上に取組む。また、住宅使用料や国民健康保

険税、保育費扶養者負担金など、全ての徴収金について収入率の向上に取組む。

イ 経済活動の活性化に向けた施策・事業の推進

産業の活性化や市税等の增收を図るため、中心市街地の活性化や現在実施している土地区画整理事業の計画的な推進、新たな都市拠点の整備など、魅力と活力あるまちづくりの施策に取組む。

ウ 財源の充実・強化

(ア) 現在、税率を軽減している都市計画税については、今後の都市計画事業を円滑に推進するため、財源確保に向けて、地域経済の回復状況を見極めながら都市計画事業の事業量を精査した上で、そのあり方も含め検討する。

(イ) 地方分権時代に即した財源の確保を図るため、広告収入の充実に関する検討を行うとともに、国庫補助負担金等の確保や、国から地方への税源移譲について、全国市長会などを通じて国への働きかけを行う。

エ 計画的な基金積立

年度間の財源調整や緊急かつ重要な行政需要、将来の市債償還などに対応するため、財政調整基金及び減債基金、さらには、将来予想される施設の大規模改修等に備えるため、公共施設等整備基金の確保に努める。

オ 財産の有効活用

自主財源の確保の観点から、公共的利用が見込めない用地については、積極的に処分するほか、駐車場への一時転用等により有効活用を図る。

カ 受益者負担の適正化

市民負担の公平性の観点から、受益者負担の原則に立ち、使用料・手数料等の見直しを図る。

キ 財政指標の検討

財政の健全性を確保するための各種財政指標について、社会情勢や本市の財政状況を踏まえ、既存の指標の見直しや、新たな財政指標の設定について検討する。

(2) 行政と民間の役割分担の見直し

ア 行政の関与の見直し

市民主体のまちづくりを進める観点から、「市民協働推進指針」に基づき市民と

行政のパートナーシップを推進する。また、「地域でできることは地域で」の考え方に基づき、市民と連携・協力した地域づくりや施設管理等を推進する。

イ 民営化や外部委託、指定管理者制度の推進

「外部委託（アウトソーシング）の推進に係る指針」に基づき、行政の役割を明確化した上で、住民ニーズ等の変化や民間市場の成熟化等により、民間によるサービス実施がふさわしいものについては民営化を推進するとともに、行政が実施するサービスの中でも、NPO法人、企業等の外部活力の活用が有効なものについては、積極的に外部委託や指定管理者制度を推進する。

(3) 施策・事業の優先化・重点化

ア 地方分権時代にふさわしい自主的な施策・事業の実施

「三位一体の改革」が本格化し、国庫補助負担金の廃止や縮減、更には交付金化や一般財源化が進められており、施策・事業の実施においては地方自治体の自主的、自立的な判断が求められている。このことから、十分な市民ニーズの反映や説明責任の達成を可能とする施策・事業選択の仕組みを強化する。

イ 財源配分の適正化

財源の配分にあたっては、施策・事業の実施においては行政評価に基づく厳しい選択を行うなど、今まで以上に市民ニーズを把握し、優先化・重点化を図る。

(4) 事務事業の効率化

ア 行政評価の活用

行政評価を活用して成果に基づく既存の事務事業の評価を行い、事務事業の優先順位を一層精査し、「スクラップ」無くして「ビルド」無しの徹底を図る。

イ 定員管理、給与水準の適正化

行政機能のスリム化や行政サービスの提供方法の見直しに応じた計画的な職員数の縮減に努めるとともに、能力や実績に応じた給与制度等の継続的な見直しを図る。

ウ 経常的な経費の抑制

(ア) 物件費の抑制

調査研究や設計等の業務委託については、職員自ら能力を発揮すべき業務を安易に委託する事がないよう、全ての委託業務についてゼロベースの視点で見直しを図る。

(イ) 扶助費、補助金等の見直し

行政評価の活用を図り、目的や効果を十分検証し、抜本的な見直しを図るとともに、社会情勢を踏まえた基準額の検証や、所得制限導入の検討など、重点的な見直しを図る。

(ウ) 繰出金等の抑制

特別会計においては、「特定の歳入をもって事業を実施する」原則を徹底し、経営努力による事務事業や事業費の見直しなどにより、一般会計からの繰出金等の抑制を図る。

(5) 公共施設整備の効率化

ア 工事費の見直しと投資的経費の適正配分

諸経費率等の見直しによる工事費の低減を図ることにより、投資的経費の確保に努め、真に必要な事業への適正配分を行う。

イ 施設整備の適正化

施設の機能や役割等に応じた施設整備を行い、規模やグレード、配置について適正化を図る。

ウ 既存施設の有効活用

新規施設の建設にあたっては、再利用や転用など既存施設の有効活用の可能性を優先的に検討し、利用実態によっては、既存施設の休止・廃止を含めて検討する。

エ 新たな事業手法等の推進

VE方式、設計施工一括発注方式、性能発注方式など、民間企業のノウハウを最大限に活用しながら、公共工事のコスト縮減を推進する。